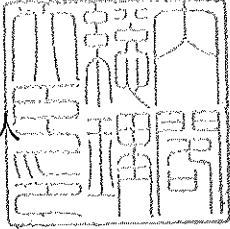


消取物第208号  
平成23年4月15日

消費者委員会  
委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第64条の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号二に規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第二（第5条関係）等の改正を行うことについて

対象となる業務

- (1) 放送事業者による放送  
(放送法等の一部を改正する法律による改正後の放送法)
- (2) 電気通信事業者による電気通信事業  
(放送法等の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法)